第７回　国立市まちづくり審議会会議録

日　　時	平成３１年４月５日（金）午前１０時００分～１１時１８分
場　　所	市役所３階　第３会議室
議　　題	１.報告事項 （１）国立市都市景観形成基本計画改訂版の骨子案について ２.その他
出席委員 （敬称略）	福井会長、大木委員、大塚委員、観音委員、田邉委員、田中委員、北島委員、山川委員、
事 務 局	江村都市整備部参事、佐伯都市計画課長、秋山指導係長、高橋主任、土田主事
委託業者	株式会社　石塚計画デザイン事務所　●●
傍 聴 者	０名

第７回　国立市まちづくり審議会

福井会長　：　皆様、おはようございます。大分春らしくなってきましたけれども、ご多忙のところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。ただいまから、第７回国立市まちづくり審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、委員の変更により今回初めて出席される委員の方がいらっしゃいますので、事務局よりご紹介をお願いいたします。

都市計画課長：　それでは、新任の委員の方をご紹介させていただきます。

色彩の専門家であります田邉委員です。

田邉委員　：　田邉と申します。今回、初めて参加させていただきますが、私は現在、カラープランニングセンターという会社を経営しておりまして、色彩計画を中心に５０年ほど続いている会社ですが、最近な色彩だけで太刀打ちするのがなかなか厳しい状況にもなってきておりまして、色彩を中心にしながら、景観まちづくりに携わる仕事をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

福井会長　：　どうもありがとうございました。

議事に入らせていただきます前に、市側を代表しまして都市整備部参事からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

都市整備部参事：　皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、第７回の国立市まちづくり審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより国立市政にご指導、ご協力をいただきまして感謝申し上げるところでございます。

さて、本日の審議会につきましては、既にご案内しておりますとおり、報告事項といたしまして、「国立市都市計画形成基本計画改訂版の骨子案について」を予定しております。改訂に当たっての基本的な考え方につきましては、前々回の審議会にてご報告させていただいておりますが、昨年度実施しました市民アンケート、また市民ワークショップ、これらを踏まえまして骨子案をまとめましたので、本審議会の意見を賜りたいと考えておるところでございます。

簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

福井会長　：　どうもありがとうございました。

それでは、本日はご案内のとおり、報告事項として、国立市都市景観形成基本計画改訂版の骨子案についての１件を予定しております。

委員の出席でありますけれども、倉本委員、桂委員、西村委員、齋藤委員からはご欠席の旨、ご連絡いただいております。それから、山川委員は遅れられるということで事前にご連絡いただいておりますけれども、喜連委員も遅れられているようです。

ただいまの出席者が７名ですので、条例第５６条第５項の規定に基づいて、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

本日は、構想内容に関して詳細な質疑応答を行うために、景観計画の委託業者であります株式会社石塚計画デザイン事務所の方にご出席いただいております。事務局からご紹介をお願いいたします。

事務局　　：　それでは、事業者の方をご紹介します。株式会社石塚計画デザイン事務所の●●様です。

石塚計画デザイン事務所：　石塚計画デザイン事務所の●●と申します。よろしくお願いいたします。

福井会長　：　どうもありがとうございました。

それでは、事務局から本日の配付資料を確認していただけますでしょうか。

事務局　　：　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。事前に郵送で開催通知と資料１を送らせていただいておりましたが、資料１に変更がありましたので、本日の審議会は机上に置かせていただいていたクリップ留めのものと、ファイルで綴じているものを基に審議会を進めさせていただきたいと思います。

内容の確認をいたします。クリップ留めの書類１枚目が議事日程、２枚目が右上に資料１と書かれている骨子案になります。続きまして、資料２、景観基本計画改訂経緯の一覧表になります。資料３は本日欠席されている倉本委員からのご意見と、資料４で平成３０年度開発事業手続台帳になります。最後に資料５、こちらは昨年の１０月１日からの審議会委員名簿になります。クリップ留めの書類は以上になります。

続きまして、ファイルに綴じているものが、参考資料１は昨年度策定しました国立市都市景観形成基本計画改訂の基本方針、参考資料２は昨年度実施しました市民高校生アンケートの調査結果、参考資料３も昨年度実施しました市民検討会のまとめになります。

なお、ファイルに綴っている書類一式のお持ち帰りはご遠慮いただければと思います。資料の不足等ございますでしょうか。

以上になります。

福井会長　：　ありがとうございました。不足資料ございませんか。大丈夫ですか。

議事に入らせていただきます前に、審議会の公開について確認させていただきます。個別具体的な議論をする際には、部分的に非公開とすることも想定されておりますけれども、今回は非公開とする個人情報等は含まれておりませんので、公開する形で進めさせていただくということで、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福井会長　：　ありがとうございます。では、本日の審議会は公開とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。初めに、報告事項（１）国立市都市景観形成基本計画改訂版の骨子案について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　　：　それでは、資料の補足説明をさせていただきます。骨子案の説明に入る前に、前々回の審議会にて、改訂に関する基本方針についてご説明させていただきましたが、１年以上時間があいたことと、新任の委員さんもいらっしゃいますので、改訂の背景について改めてご説明させていただいた上で、今までの取り組み内容を説明し、その後に骨子案についてご説明させていただきます。

まず、現行の国立市都市景観形成基本計画ですが、市民の景観に関する関心の高まりを受けて平成８年に策定されました。しかし、本計画については、計画期間の定めもなかったことから、策定後、一度も見直されることなく今に至っております。この２０年の間に国における平成１６年の景観法の施行、都における都全域を対象とした平成１９年の東京都景観計画の策定、市においても総合基本計画の改訂や都市計画マスタ

ープランの策定等による上位計画の改訂や整備、また、市内を見渡しますと、中央線の高架化や日野バイパスの整備や南部地域の区画整理等、市の景観を取り巻く状況は大きく変わっております。

今後も引き続き市として景観の維持や向上を図っていくためには、現行計画について評価を行い、必要があれば改訂を行う必要があるのではないかということで、平成２９年より取り組みをさせていただきました。

続きまして、これまでの改訂に向けた取り組みの経緯についてご説明させていただきます。資料２をご覧下さい。こちらが改訂に向けたこれまでの市の取り組み内容をまとめたものになります。取り組み内容をご説明させていただきます。

平成２９年度の取り組みとしては、９月２８日に庁内検討会を立ち上げ、改訂に向けて取り組み始めました。併せて、１０月に景観にかかわる取り組み状況及び今後の課題抽出を行うために庁内で評価を実施いたしました。さらには、平成３０年１月に職員向けに景観資源に関するアンケートを実施しました。

評価の中で取り組めたことを総括すると、次の５点になります。

１つ目は、平成９年度に景観形成条例を定め、大規模行為に対する届け出制度を通じ、市として必要な指導を行うことができるようになったこと。２つ目が、都市景観形成上重要な地域における基本方針を定め、大学通りと青柳崖線地域の２地域について、重点地区の候補地と位置づけることができたこと。３つ目が、あわせて大学通りについては、公共空間であるＡ地区と、一橋大学より南側沿道のＣ地区について協議会を立ち上げ、重点地区として指定することができたこと。４つ目が、普及啓発として、わくわく塾の開催等を通じ景観教育を実施できたこと。５つ目が、都市景観形成審議会の常設化ができ、景観に関する施策を審議することができるようになったこと。そちらの審議会につきましては、現在、まちづくり審議会のほうに統合されております。

また、取り組みが十分でなかった点は次の４つになります。

１つ目が、重点地区の候補地とした大学通りの中の国立駅前のＢ地区や青柳崖線地区について、候補地止まりとなっていること。２つ目が、指針として作成を目指していた景観ガイドラインや公共施設景観形成指針を策定できていないこと。３つ目が、普及啓発として掲げていたシンポジウムや景観写真コンクール等の開催ができていないこと。４つ目が、景観資源に着目した形での景観形成の推進ができていないこと。

また、平成３０年１月に職員向けに実施した景観資源に関するアンケートですが、再任用、嘱託員、臨時職員を含めた１，１８７人を対象に実施し、２７９名から回答をいただきました。回答率は２３．５％となっております。その結果からは、次のようなことが見えてきます。

前提として、回答者の属性として、全員行政にかかわる者ということと、また、回答者のうち６２％は国立市外の居住者であるということでございますけれども……。

福井会長　：　すみません、今の説明はどの資料についてやっているのか少し説明いただけますか。委員の方々がどの資料を見ていいのか、困っていらっしゃるようですから。説明だけではすぐに通り過ぎてしまうので、回収でもいいので手元に資料はあったほうがいいですよ。

事務局　　：　失礼いたしました。資料２の補足説明をさせていただいておりましたが、資料精査がまた終わっていないため皆様にお持ち帰りいただけないためお配りしておりませんでした。我々の資料レベルですが参考までにこちらの資料を回覧させていただきます。

説明を続けさせていただきます。回答者の属性として、全員行政にかかわる者ということと、また、回答者のうち６２％は国立市外の居住者でございますけれども、約８割の方が国立市の景観を魅力的だと考えております。また、回答者の７割が国立市内にとっておきの景観の場所があると回答しており、その回答者の７割以上が、とっておきの場所として大学通りを挙げておりました。改めて、大学通りが国立市の顔になっているということが確認できました。

また、市が取り組むべき課題については、建物や広告物に対する意見や公共施設に対する景観としての先導的役割を求めるものや、セミナーやフォトコンテストの開催等、およそ景観に取り組む課題として考えられる意見が満遍なく出されておりまして、良好な景観の維持や向上のためには、さまざまな手法を駆使して取り組んでいく必要があるのではないかということが見えてきました。

これらを踏まえまして、庁内検討会を通じて基本方針をまとめさせていただいたんですけれども、そちらが参考資料１と書かれたものになります。基本方針の中では、改訂の必要性の背景や位置づけについて触れた上で、改訂における６つの基本的な考え方をまとめました。基本的な考え方としては、資料にありますように、１つ目が景観資源に着目した景観形成の推進、２つ目が面的・軸的景観に着目した景観形成の推進、３つ目が重点地区候補地の重点地区への指定、４つ目が統一感のある街並みの形成、５つ目が公共施設の景観的役割、６つ目が市民の景観意識の啓発となっております。

また、基本方針の中では、あわせて改訂の体制として、庁内検討会の設置、まちづくり審議会への意見聴取、市民アンケート及びワークショップの実施を定めました。

また、改訂のスケジュールとしては、平成３１年中の改訂を目指しております。

続きまして、平成３０年の取り組みになります。平成３０年は庁内検討会を立ち上げるとともに、市民アンケートと高校生アンケートを実施いたしました。また、アンケートの結果を受けて課題を浮き彫りにさせることと、新たな景観資源の発掘を目的として、１月に市民検討会を開催させていただきました。

参考資料２が市民アンケートについてのものとなっております。市民アンケートは、市内在住の２０歳以上の方２，０００人を対象に行い、７１０通の回答をいただきました。設問は、平成８年の景観計画策定時のアンケート内容をベースとし、策定時との変化を比較しやすい状態としております。当時のアンケートと比較したときに大きく異なっているのが回答率であり、平成８年のときの回収率は６５．５％だったのに対し、今回は３５％となっております。この差につきましては、当時、国立市全体で景観に関する関心が非常に高い状態にあったことが影響しており、当時の回収率が、ある意味特別な数字であったと考えております。今回、３５％という数字ではございますが、国立市で実施しておる他のアンケートの回収率と比較しても、特段低い数字ではないと考えております。

また、アンケート結果からは以下のことが読み取れます。全体としては、２０年前の

アンケートと比較して、傾向に大きな違いがあるとまでは言えず、おおむね同じような回答内容の割合になっております。それから、複数回答可の設問ではあるんですけれども、約９０％の方が国立市で大切にしたい場所として大学通りを挙げており、大学通りが国立の顔となっていることがうかがえます。行政に求める景観への取り組みとしては、周辺環境と調和しない看板、広告、照明をなくすという意見が最多となっており、他に街路樹や公園の緑を増やすや、電柱類の地中化をするなどの意見があり、主要な通りにおける景観の向上を求める意見が目立ちます。また、市民が美しい景観づくりを進めるために必要だと思われる取り組みとして、景観意識を高めるためのイベントを行うや、パンフレットを使って景観のＰＲを行うなど、市民にかかわりやすい取り組みが求められているというのが読み取れます。

今ご説明いたしました市民アンケートとほぼ同じ時期に、高校生向けにもアンケートを実施しました。こちらは、国立市に通う高校生６８９名を対象として実施し、６１５通、８０．２％の方から回答をいただきました。高校生向けアンケートの実施の趣旨といたしましては、人口減少社会の到来を踏まえ、景観を通して市の魅力を高めることが若い人を呼び込むきっかけになるのではないかと考え、市の内外を問わず、広く若い世代の意見を聞いてみたいということで実施させていただきました。なお、回答者の属性の特徴として、約９５％の方が国立市外にお住まいとなっております。

アンケートの結果からは以下のことが読み取れます。市外在住者が多いということもあり、将来の国立市への居住意向については「いいえ」が５５．９％となりましたが、一方で「はい」が８．９％ございます。市内在住者は５．４％ですので、市外在住者についても一定数が将来住みたいと考えていると言えます。

次に、複数回答ですが、国立らしい場所として約７割の方が大学通りを回答しており、国立市在住の有無を問わず、大学通りに接する機会がある方は魅力的であるととられる傾向があり、景観ポテンシャルが非常に高いと考えられます。一方、市民アンケートと比較すると、桐朋学園のミヤバヤシを含め、自分たちの身近にある景観や知っている景観について魅力的であると考える傾向にあると言えることから、景観資源を知っていただくことが重要であるということが見えてきます。次に、行政が美しい景観を進めるために必要だと思われる取り組みについては、幅を広げるなど、歩きやすい道路を整備するものが最も多く、ほかに、ごみ収集場所をきれいにしたり目立たなくするなど、通学路の景観改善につながる部分に関する意見が目立ちました。また、景観活動の参加状況については、約７割が特に活動経験がなく、参加している方の中では周辺の清掃活動が１７．４％で最多となり、日ごろの生活に根差した活動が目立ちました。このことから、身近にあるものほど取り組みやすいということが見えてきます。

今ご説明したアンケート結果を踏まえ、平成３１年１月１２日に市民検討会を実施いたしました。そちらが参考資料３となっております。こちらは、アンケート回答者の中から参加を希望した人と、市報やホームページを通じて公募してお申し込みいただいた方を中心に、合計３０名で実施いたしました。当日は、市内を３つの地域に分けて、合計４つのグループでグループワークを実施いたしました。グループワークの中では、景観資源の再発掘、景観上の課題、景観をよりよくするための取り組みの３つについて検

討を行い、最後にグループでまとめたことについて全体で発表して共有を行いました。

景観資源の再発掘の中で出た意見としては、既存の景観資源にとどまらず、中央線高架下の桜並木のような新しい景観資源が形成されているといった話や、景観資源そのものというより、その見え方が重要であるという意見が出ました。景観上の課題としては、電線・電柱が景観を阻害しているということや、それらが原因となって富士山が見えないという意見が目立ちました。また、商店街が寂しくなっているという意見が多数出ていることから、にぎわいも景観にとって重要な構成要素であり、商店街の活性化につながるような景観上の取り組みも求められそうです。

続いて、よい景観にするためのアイデア出しとしては、市民が景観に関する関心を高めるための普及啓発に関する意見や、市が基準を設けて景観をコントロールしたほうがよいという意見や、ごみ拾い等の身近な活動を通して景観をよくしていく等の意見が出ました。

続きまして、現行計画、庁内検討会、基本方針、アンケート、それから市民検討会を踏まえて取りまとめたものが資料１の骨子案になります。それでは、骨子案についてご説明いたします。

１枚目の左側でございますけれども、改訂に当たっての考え方と計画の構成が記載されております。左上部に４つの考え方を記載しております。

１つ目が、改訂は現行の計画を踏まえつつも、単なる時点修正ではなく、現状に合わせた目標、方針の構成に組みかえを行い、類似内容の集約や上位・関連計画に基づく新たな方針を追加します。これは、現行計画の目標や方針のレベル感がそろっておらず、計画内容がわかりにくいことと、総合基本計画や都市マスの方針や考え方を取り込んだものが必要であろうということで、新たな方針を追加するということになります。

２つ目が、改訂の基本方針をもとに「点・線的資源」、「市街地・大規模」、「ソフト・市民」の３つの視点で、景観形成の実施方針及び具体的取り組みを整理します。これは、計画内において、景観形成のための基本目標や実施方針の中で具体的に記載する予定です。

３つ目が、都市計画マスタープラン等の内容を踏まえて、地域別の景観形成の取り組み項目を新たに追加し、内容の充実を行うです。これは、現行計画では取り組み項目の記載はありますけれども、地域の整理がされていないことから、掲げている取り組みをどのような場所で行っていくのかということが不明確なため、それを明確にしたいということでございます。

４つ目が、現行計画の評価と成果については今後検討するでございます。現行計画の評価は既に行っており、改訂の基本方針もそれを含んだ形となっておりますけれども、骨子案の中に、現在直接的に現行計画の評価を記載する部分がないことから記載させていただいたものでございます。

続きまして、下段の計画の構成になります。改訂の基本方針を受けて、特性、方針、実施方針、地域別の取り組み、推進体制のプログラムの大きく５つの構成とすることで考えております。既存計画が問題提起にとどまっており、うまく課題へと昇華できなかった部分があるということを踏まえ、改訂の際には、景観上の課題を明らかにしたいと

考えております。方針、実施方針、地域別の取り組みについては、１つ目が点・線的資源、２つ目が市街地・大規模、３つ目がソフト・市民の観点から整理させていただく予定でございます。

続きまして、１枚目の右になります。こちらは、目次の構成案となっております。左側が現行計画で、右側が改訂計画案となっております。

現行計画が序プラス４章となっているのに対し、改訂計画では序プラス５章で考えております。序及び１章については、現行計画から大きく構成を変える予定はございません。ただし、序の中で対象区域や計画期間について加える予定となっております。景観における国立らしさとは一体何なのかを、その景観特性から明らかにする予定であります。

また、第２章以降についてでありますけれども、現行計画は、２章から４章の内容のレベル感がそろっておらずわかりにくいこととか、内容についても、例えば第３章のように、景観形成の方針として、自然地区をはじめとした計４地区を現行計画の中で挙げておるんですけれども、その地区が具体的にどこになるのかについては、計画の中で示されたものがないということで、実際に施策を取り組むに当たって支障となっていることから、これらについて整理を行う予定でございます。具体的には、第２章で景観形成の理念、目標、方針を掲げ、第３章で実施方針、第４章で地域別の取り組み、そして第５章で推進体制と推進のプログラムを述べる予定です。

続きまして、２枚目になります。こちらが序と第１章について、少し具体的に記載したものになります。序の中で、対象地域として国立市全域とすること、それから計画期間としては、５年をめどに点検・評価を実施することを新たに記載しております。

続きまして、第１章としては、国立市の景観の概要として、市の歴史的、地理的な要因として、都市マスに倣い４つの地域に分けて整理を行う予定です。

また、景観特性として、国立らしさについて、第３章以降の方針立てにつながるように４つのテーマで再整理を行います。この中で、景観資源についても再整理を行う予定でございますけれども、現時点ではそこまで整理が進んでおらず、本日の資料につきましては、現行計画に記載されている景観資源を４つに振り分けただけのものとなっております。ただ、こちらについても、例えば歴史・文化という形で一橋大学が記載されてはおるんですけれども、例えば一橋大学１つをとっても、建物は歴史や文化という形で考えられるかと思うんですけれども、大学の中に残る緑については、歴史・文化という形で位置づけるのはちょっと違うのではないかとか、谷保天満のように、建物そのものは景観資源と言えるかもしれないんですけれども、そういうものの見え方が重要であるという考え方もあるかと思いますので、景観資源の分解再整理が必要になるのではないかと考えております。

景観の課題として、アンケートや市民検討会の結果を踏まえ、景観の課題について基本方針の中で示された景観資源、面的景観、市民の視点から整理を行います。本件についても、アンケートや検討会の結果分析が足りない部分がございまして、今回お配りしている骨子案の中では、反映し切れていない部分もあるかと思います。

続いて、３枚目になります。こちらは、第２章から第５章までについて記載したもの

です。第２章では、まず景観形成の理念を定めます。理念としては、上位計画や景観条例の理念を踏まえまして、「歴史・文化を自然、地域が育むゆとりと潤いに満ちた『文教都市くにたち』」とします。これは、国立市が歴史と文化と自然がバランスよく調和したまちであること、それから市民の多大なる努力によって培われてきた文教都市くにたちとそのイメージこそが、今の国立の景観の根源であり、この文教都市くにたちの景観を大切に育てていくことこそが、国立ブランドの向上につながると考えられるからです。

また、景観形成の基本目標として、景観資源、面的景観、景観活動の３つの目標を設定しております。加えて、景観形成の方針として、第１章の景観特性として挙げた４つのテーマについて、その基本的方向性や方針を定める予定です。

続きまして、第３章では、第２章の景観形成の基本目標を受けて、実施のための方針を定めます。実施方針の中で、市が定めた６つの基本方針について落とし込みをしていく予定でございます。

第４章では、実施方針を踏まえ、地域別に具体的な景観形成の取り組みについて記載をしていく予定です。第５章については、推進体制と推進のプログラムについて記載予定ではありますが、本日は見出しのみとなっております。

資料１の説明は以上となります。

続きまして、今後の改訂スケジュールをご説明いたします。再び資料２に戻ります。資料の末尾に今後の予定が掲載されておりますけれども、改訂自体は今年度中に終える予定です。まずは、素案の作成に取りかかり、６月の末を目安に一度形にする予定となっております。その段階で、改めて審議会でご意見を賜りたいと考えております。その後、理事者説明や建設環境委員会の報告を経て、１０月初めに素案の公表、パブコメや説明会の実施を予定しております。並行して、案の作成に入りまして、年が明けた令和２年の１月にはまとめたいと考えています。その後に理事者説明や建設環境委員会の報告を経て、３月末にはまちづくり審議会で諮問、答申という流れで考えております。なお、印刷製本については、年度明けを予定しており、令和２年の夏ごろには、完成したものをお配りできるようにしたいと考えております。

説明は以上になります。

福井会長　：　ありがとうございました。非常に情報量が多かったので、ご意見を伺う前に確認します。まず、資料２で改訂の経緯をご説明いただきました。平成２９年度には、主に庁内、役所の中で検討を進めて現行の基本計画の評価と職員アンケートをされたということ。それから、次のページに進み昨年度につきましては、庁内での検討もされていますが、市民へのアンケート、高校生へのアンケートを行い、それから市民検討会（ワークショップ）も行ったということで、それがファイルで綴じた資料の中に、参考資料２ということで、そのアンケートの具体的な内容について単純集計がされています。それから、参考資料３のタグの９ページ以降に、検討会で出てきた意見のまとめが書かれていて、市民の方々がどんなところが国立のよい景観だと考えているのか、課題が何かということを具体的に抽出していただいたということかと思います。このアンケートの集計が、まだこれからもう少し工夫されたいということでしたので、これはまた追ってご説明があるかと思います。

現行の都市景観形成基本計画ですが、これは平成８年に策定されていますけれども、この策定の背景を私なりに確認したんですが、そもそもマンションに関する紛争が国立市ではあって、平成６年には市民から景観条例の制定を求める直接請求があったと伺っています。そういう状況の中で条例を策定する前に、先に基本計画を策定したということですね。なので、現行計画を策定した後、条例なり法制度が整備されたため、今の時代から見ると、基本計画の中身に整合性の問題や、手順がわからないところがあるということだと理解しております。逆に言うと、紛争で市民の皆さんが当時の状況をとにかく何とかしてくれという気持ちがあった中では、あまり細かいことまで書き込むことができなかったのだろうという想像をしております。

そうした中で、こちらの体制も整ってきたので、他の法制度との整合性や、景観行政の熟度を高めるために、改めて基本計画を見直すということだと理解しております。今後、素案を作成して、今年度中の改訂を目指すということで、なかなか厳しいスケジュールだと思うんですけれども、そういうことでご説明いただきました。

このことについて、委員の方々からご質問、ご意見を伺いたいんですが、本日ご欠席の委員から、あらかじめ意見をいただいていますので、これは事務局からご説明いただけますか。

事務局　：　欠席委員からのご意見を紹介させていただきます。資料３をご覧下さい。本日欠席されております倉本委員から意見をいただいておりますので紹介させていただきます。

「資料１の２枚目、第１章（２）に、景観特性として４つのテーマが挙げられておりますが、国立の開発の際に形成された一橋大学やミヤバヤシに武蔵野の野草や雑木林が残存しており、みどりと農、歴史・文化のどちらとも異なる国立市の本来の生物的な自然が残されています。４地域別の景観形成の取り組みの東・中・西地域に、国立本来の自然の保全を加えていただきたい。」との意見をいただきました。

以上となります。

福井会長　：　ありがとうございました。

それでは、改めまして、今回の報告事項について、委員の皆さんのご質問、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

大木委員、お願いします。

大木委員　：　一通り説明をいただいて、なかなか全部理解し切れていない部分があるのと、具体的な中身はこれから検討ということでしたので、見えていない部分がいろいろとあるなかで「景観をいいものにしていく」ときに何が必要かと考えたときに、こういう基本計画も確かに大事で、全員が共有できる目標像を基本計画として取りまとめていくというのが、スタートとしては大事だと思うんですけれども、一方で、この計画をつくっただけでは、なかなかいい景観というのは生まれてこないだろうと思います。そういう意味では、構成の３章以降の、実施方針や、取り組み、推進体制と推進のプログラムをいかに充実していくかということが、これからの景観づくりにおいては大事かと思います。

アンケートを見ていても、例えば高校生アンケートで、ごみの収集場所を少しきれいにして欲しいとか、放置自転車とか、この基本計画の大上段で謳っている内容とは少し異なる、生活に根差した景観づくりというのも大事なわけなので、市民レベルの景観形

成の意識向上を、例えばシンポジウムが開催できていないとか、写真コンクールもできていないとか、そういう話がありましたけれども、その辺ができていないのであればどうやって実現していくか、事務局の方々で議論している内容がもしあれば、教えていただきたいと思います。

福井会長　：　ありがとうございました。具体的な実施のプログラムといいますか、その構想ということですけれども、事務局からご説明いただけますか。

事務局　：　確かに、現行計画においては、今の景観の考え方の中でも実施した方がよいと思われるものが掲載されていると考えております。ですが、現行計画の中での欠点といいますか、我々の中で実行できていなかったものは記載しておりますが、それをどういうふうに進めていくのかということについて検討ができていなかった、取り組みができていなかったということがございますので、今回、改訂する際には、実施体制をどうしていくのか、どういう期間で、どれぐらいのスケジュール感で、どんなふうに進めていくのかということについても議論をしっかりしていって、実行できる形にするというのが重要であると考えております。

福井会長　：　ありがとうございました。多分、ロードマップみたいなものがないと厳しいですね。年度ごとに何をするとかということがないと、おそらく予算要求なんかもできないでしょうし。

事務局　：　そうですね。アクションプランとか実施計画のようなものが何か必要になるのではないかと考えております。

福井会長　：　ぜひそれは考えていただきたいと思います。

ほかにご質問。山川委員、お願いします。

山川委員　：　実施する具体的な内容が一番肝だと思うんですけれども、例えば歩行者という視点から見ると、２人並んで歩ける道幅というのが一番ベースだと思うんです。例えば、そういう道路が、大学通りとかありますけれども、それを住居地ごとに、ここに住んだ人はお年寄りが住んでもこれぐらいのところに並んで歩けるような、あるいは乳母車を押して車が入ってこないような道路がありますよとか、そういう具体的な目に見える形で、歩行者の視点で何か言うとか、あと、自転車で見てみると、駐輪場がよく問題になりますけれども、根本的な原因は、圧倒的に駐輪場が少ないんです。だから、いつもがらがらで、いつ行ってもとめられるというのは、今みたいにどけてやらないと入れないじゃなくて、十分過ぎるぐらいのスペースを確保すれば、自転車はもっと使いやすくなるし、これからの時代に合うと思うんです。例えば、歩行者とか自転車とか、そういう視点でこういうふうなことをやりますよという切り口があると、とてもわかりやすい。説得力が出てくると思うんです。

福井会長　：　ありがとうございました。事務局、コメントいかがでしょうか。

事務局　：　自転車につきましては、確かにそもそも駐輪場の台数が足らないという側面があるかもしれないんですけれども、市のほうとしても整備を進めていまして、昔と比べると、いわゆる路上に自転車を停めておくということは大分減ってきて、改善はされてきているんだと思います。取り組みがまだ足らない部分がございますので、ここについては引き続き取り組んでいくという形になるのかと思っています。

それと、歩行者空間というところでいいますと、まちづくり条例の中で歩道上空地という考え方をとっておりまして、現状の歩道が２メートルよりない場合には、まちづくり条例に係るような案件については、２メートル確保するように計画をして下さいということでお願いをしておりますので、長い時間はかかるかもしれないし、事業者様のご協力は必要になるのかもしれないんですけれども、そういう形で実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

山川委員　：　例えば、駐輪場だったら、駅周辺で１．５倍になりますよとか、何かそういうふうな見える形が欲しいですね。

福井会長　：　ありがとうございました。

都市整備部参事：　ちょっといいですか。

福井会長　：　どうぞ、お願いします。

都市整備部参事：　駐輪場に関して、基本計画を策定した平成８年当時は、国立のみならず各地で路上駐輪が物凄く多かった時代で、現在はだいぶ改善されてきているのかと思います。ですが、大学通りの緑地帯にあります無料駐輪場が景観を阻害しているということは、当時から未だに課題として残っている中で、一部、民間の駐輪場の利用が増えている中で、規模は少しだけ縮小させて運用しておりますが、抜本的にまだ、特に東側の地区に市としても駐輪場を持っていないので、今、市が直接やる部分と民間がやる部分というのが出てきております。また、シェアサイクルなどの取り組みも始めて総量を減らす中で、収容台数をきちんと確保していくということは、引き続き行政の中で一番大きな課題と思っていますので、当然それが景観の阻害要因にもなっているということで、その辺も、もう少し具体的に今後も取り組んでいければと思っているところでございます。

福井会長　：　ありがとうございました。おそらく、平成８年ぐらいに議論していた景観という概念は、今ではもっと拡張されている感じがしていまして、この審議会自体が景観審議会でなくてまちづくり審議会に、行政上の位置づけで展開しているわけです。そうすると、見た目の環境といいますか、建物の高さとかボリューム感だけではなくて、利用のしやすさとか、そういった面でのことも景観に含まれている感じがします。そういう意味では、山川委員のご意見は、実はこの素案の中にあまり反映されていないですね。

山川委員　：　ちょっと視点がね、欲しい。

福井会長　：　もともとの方針をどう変えるかという点について、今ご指摘いただいたようなこともおそらく入れていかないと、これからの景観というものには対応できないんじゃないかという感じがしますので、そこはぜひご対応いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。田邉委員、お願いします。

田邉委員　：今回、現行計画と改訂計画の中で大きく異なるのは、市域のゾーニングをどういうふうに区分するかというところで、現行計画では、どちらかというと、土地利用に依存した地域区分がなされていて、新しい改訂計画のほうでは都市マスに準拠したような、行政区分の中での地域区分になっていると思うんですけれども、例えば、実際に開発事業者さんがこのマスタープラン、基本計画を読んで、建築行為等をするときに、行政区分的なまとまりよりも、土地利用的なまとまりのほうをわりと重視されると思いますし、ビルディングタイプもやはりそういう土地利用に依存して設計がなされることが多いと

思うんですけれども、どこかで土地利用別の方針みたいなものも残っていないと、例えばこれに基づいて何か基準をつくっていくとか、これから何か広告物のルールをつくっていくという展開をするときに、やりにくくなってしまうような気がするんです。

例えば、今、２章のところで景観形成の方針というのがありますけれども、これも市域全域だけの方針ではなくて、もう少し次の展開というか、具体的な建築物や工作物のルールに展開できるようなことを想定すると、ここでいう地区類型別というのが、ある程度少し残っていたほうが、次の展開が進みやすいのではないかと感じました。

それと、あともう一点、初めてなので少し突飛なことを申し上げるかもしれないんですけれども、ここで国立らしさというのを整理されていると思いますけれども、その一方で、景観形成理念のところで、文教都市くにたちということを謳っていると思うんです。国立市の景観の中で、学校、教育施設が持っているイメージとか、いい印象を与えているという意味でのイメージというのは非常に重要で、ここでは一橋大学や滝乃川学園などが挙げられていますけれども、こういうものだけではなくて、市立の小学校、中学校をつくるときにも、やはりそれが文教都市の印象をつくるように少し丁寧にやるとか、そういう特徴づくりもあっていいのかなという印象を持ちました。

以上です。

福井会長　：　どうもありがとうございました。２点ご指摘いただきました。１つはゾーニングを、今回、土地利用から都市マスのほうに転換するような記載になっているわけですけれども、それは少し考えたほうがよいのではないかというご意見でした。

それからもう一つは、非常に重要なご指摘だと思うんですけれども、国立らしさというのが、常に大学通りのことを言われるわけですけれども、学校がたくさんあるということを中心に出していくときには、もう少し学校を特出しした方針もあるんじゃないかというご意見でしたけれども、いかがでしょうか、事務局から何かコメントありますか。

事務局　：　ゾーニングの件については、改めて市のほうでも検討してみたいと思います。まだ考え方の整理がきちんと固まっていない部分もございますので、その中で考え方を整理していきたいと思います。

それから、国立らしさのお話なんですが、今回４つのテーマという形で分けさせていただいてはおるんですけれども、１つ目がみどりと農、２つ目が歴史・文化、３つ目が暮らし、それから４つ目がにぎわいという形になっているんですが、そちらについては、基本的には現行計画の中で４つの区分けがされていて、たしか自然地区、歴史的地区、住宅地区、それから商業・業務地区という形で、現行計画の第３章の中で地区類型別でされてはおるんですが、こちらの分け方、それから表現の仕方が、ややそぐわないのではないかということで表現の仕方を変えさせて、今４つにしておるんですが、果たしてこの４つで国立らしさが語れるのかどうかということについては、まだ市のほうでもしっかり整理ができていないので、今４つにはなっておりますけれども、もう少しそこを整理していく中で、ひょっとしたら何か別の分け方が出てくることはあるかと思っていて、例えばお話しされたような教育施設だったり、ひょっとしたら道路とか、何かそういう新たな分け方というか、整理も必要なんじゃないかとは考えております。

福井会長　：　ありがとうございました。少し気になっているのは、他の法制度が整備されてきた結

果、例えば景観計画は都市マスの下位計画であるというふうに矮小化されている感じがしていまして、本来でいえば、景観法は都市計画法も入りますけれども、他の法律も含めて、全体としてつくる景観について改めて横断的に考えましょうという理念が入っていると思うんですが、それがちょっと抜けてしまっていて、何となく小さくおさまる感じがするので、それがちょっと気になるので、それは幾つかのご意見にも反映されると思いますけれども、ぜひそれは、最後にでき上がる空間像に関して責任を持つということに関して景観がきくんだということは、ぜひ検討の段階で気にしていただければと思います。ありがとうございました。

山川委員　：　ちょっと関連して。

福井会長　：　どうぞ。

山川委員　：　国立って、エリアごとに特徴を出せるというのが、ものすごい国立の特徴だと思うんです。こんなことなかなかないですよ。だから、そこが国立の魅力とか、とてもいい特徴だということを再確認したほうがいいと思います。

福井会長　：　そうですね。地区イメージがわりとはっきりしているというのが。

山川委員　：　ごっちゃまぜで、道路は狭いとか、この近辺を見ても。でも、ここに帰ってくると、ほっとするじゃないですか。こういう、きれいにできるという、これが一番の特徴ですよ。そこをもっともっとＰＲして、あるいは認識を新たにしたほうがいいと思います。

福井会長　：　ありがとうございました。北島委員、お願いします。

北島委員　：　骨子案の中の１の景観特性というところ、真ん中の富士見台地域、こちら、書いてありますが、昭和３０年代後半に富士見台地域が大規模住宅の開発により整備されました。要するに築６０年、建替えの時期に来ているというのが素直な感覚なのです。つまり、今後、あと５、６年間、もしくは１０年間の間には、また建替えが行われる可能性、必要性が非常に高いと私は思っております。というか、築６０年の建物、７０年の建物、８０年の建物に住んでいること自体が危険かもしれない。そうすると、そこの部分を見越した景観特性も考慮に入れる必要があるんじゃないかと思います。

大学通り沿いに大きなマンションが建って、それが嫌だから景観条例などがつくられたという逆説的な言い方もあるんですけれども、今度、少子化の時代を考えた場合に、都市間競争を考えたら、若い世帯、それから年老いた世帯も一緒に住める、そういう大規模なものを逆に推進していくというぐらいの観点が必要なのかと思います。

やはり景観というのはすごく大事ですけれども、さくら通りの桜が樹齢によって伐採されます。でも、それも景観としては残念だなと思うところもありますけれども、次の桜を植えることによって、次の３０年、次の５０年もまた期待できるということを考えると、今の段階でどうだだけではなくて、将来どうなるかという予測も入れた上で景観条例を先に、先回りして、こういうことも逆に誘導していくよという考え方があっていいのではないかと思うんです。

これは、今の段階だと、例えば南部地域のところが緑地がなくなる、それは寂しいからどうこうしましょう。でも、なかなか相続税の問題でどうこうならない、それが現状だと思うんです。じゃあ、少なくともハケぐらいは守りましょうということもなかなか進まない。そういうことであるならば、ある程度景観に対しても、重点的にどこを守る、

先を見越して、ここまでは許せるというものを、逆に網かけ及び緩和とか、そういうものを考えてもいいのかなと。多分というか、最初におっしゃっていた３番、４番あたりが実施方針であり取り組みというところに、ある程度強制的なものとか指導的な面が発生するかと思いますので、時間的にちょっと長い視点を持った考え方が若干抜けているような感じがします。今後どうしたいかがちょっと見えてこなくて、今までこうだっただけではなかなか、これからの市民を、お互い縛るところもあるし、導くところもあると思うんですけれども、そこの部分がちょっと後ろ向きになっちゃっているのかと。町の発展について、景観条例も後押しをするというところが必要なのかと思います。

福井会長　：　ありがとうございます。大変重要なご指摘です。現行基本計画は現在の国立の景観をどう守るかという空気の中でつくったものですので、どう誘導するかという観点はおそらくほとんどなかったんじゃないかと思うんですけれども、おっしゃるように、基本的に町は生きていますので、どんどん更新をしていく。更新をしていくときの誘導について、きちんと書き込むことが大事じゃないかというご指摘でした。これはぜひお答えをいただければと思いますが、コメントございますか。

事務局　：　確かに、現行計画の中では、どういう町を目指していくのかというのがなかなか見えてこないところがございまして、それは今回改訂を進めるに当たっても、事務局としても非常に悩んでいるところで、ただ、改訂に当たっては、将来どうしていくのかということを、もう少し具体的にお示しできるような内容にしなければいけないんじゃないかと考えております。

それと、あとは、今の話と絡むんですけれども、長期的にどうするのかということについても、しっかり将来像を何らかの形で示したいと考えております。

それと、最初に富士見台のお話が出たと思うんですけれども、富士見台につきましては大規模な団地がございまして、都営団地とかＵＲがございまして、今まさに建替えがこれから始まろうとしておりますし、都営の矢川団地につきましては建替えが進んでおります。そういうことを踏まえると、またあと、富士見台地域、市の施設が非常に集中しておりますので、そちらについても老朽化しているというところで、富士見台地域を今後どうしていくのかということについては、景観だけに限らず、市として非常に重要なテーマだと考えておりますので、関連する部署とも協力しながら、将来像について何か見えるようなものを出していきたいと考えております。

福井会長　：　ありがとうございました。田中委員、お願いいたします。

田中委員　：　さっき程の北島委員のご意見に関連することですが、現在ＪＲ南武線の高架事業がある程度決まってきて、それが十四、五年先。なおかつ、南北道路の３・３・１５号線も、優先的に整備する道路と決まっていますし、あと、東八からの道のインフラの部分がある程度形が見えてきているので、先ほど言ったように、１０年ぐらい先も見越して景観のほうも考えて、同時に考えていかないと、また、これ、１０年たって見直しですというと、じゃあ１０年たってというのじゃ遅くなるような気がするので、ある程度決まっている計画、東京都で決まっているようなもの、ＪＲで決まっているようなものは大きな変更はないと思うので、最初、ＪＲの南武線の高架も２０年かかると言っていたところが、この間聞いた話だと十四、五年だ、１２年だぐらいに縮まってきていますので、

その辺も含めて考えたほうがいいのではないかと思いますが。

福井会長　：　ありがとうございました。これからできるものが大体わかっているのであれば、それを見越してつくらなきゃいけないということですね。おっしゃるとおりだと思います。

同じようなご質問の趣旨だと思いますが、よろしいですか。追加で何かコメントされますか。

事務局　：　そうですね。今お話あったように、そういうことを考えることは重要だと思っていまして、あとは将来を見越してというのもあるんですけれども、市全体としてどうしていくのかという方針立てをしっかり立てた上で、今回、こういう地区がこうなったからこう考えようという形で、何か整理できる形にしたいとは考えています。

福井会長　：　ありがとうございました。観音委員、お願いいたします。

観音委員　：　今までの議論に全て関連しますが、こういった方針を決めると同時に、力強い行政指導をしていかないと。お題目は立派ですが、なかなか現実的には難しいというのが多いと思います。例えば、電柱・電線の地中化とか、お題目は良いが実際はとかいうのが非常に多く、桜の植替えにしたってそうだと思いますし、いろいろあるんですが、先ほどおっしゃったように、まちづくりというのは２０年ぐらいを見越して立てないといけないと思いますし、それからもう一つは、国立らしさとか、国立の魅力と同じことになるんですが、２０年後にありたい国立の姿というのを常に持っていないと、場当たり的に指導していってもいけないのではないかと。

１つは、この４つのゾーニングは、これはこれでいいんですが、ゾーニングをつなぐ軸というんですか、国立で言うと、先ほどから言っている南北の大学通りの軸ですね、それから東西のさくら通りですか。桜で大きな十字ができていますので、これは国立の都市計画的な魅力ではないかと思います。これは、マクロな意味での国立の魅力になるし、それからもう一つは、ミクロとまでは言えないんですが、魅力も大事だと。それは、南北軸で言えば、国立駅、駅舎も大事なんですね、これから見学に行くと。駅舎からそのままだーっと南におりて、谷保駅にぶつかるんですが、その１つの大きな軸線、これを大切にして、市外からの観光客でも国立駅から始まって、歩いてもいいしバスでもいいんですが、ずっとウインドーショッピングしながら谷保駅へ行って、谷保から帰るとか、そういう回遊性みたいなものも同時に考えていってほしいなと。そのためには、ウインドーショッピングに足りるようなお店が、個人ショップでいいと思うんですが、ずっと連続してシャンゼリゼをつくると非常に魅力的なんだと思う。

ところが、今は、その魅力を、別に１つが悪いというのではないですが、あそこに見えるような、ああいうものが割って入って、流れというか、南へ発展する流れを止めているようなところがあります。それはそれで大きい建物ができてもいいんですが、その１階を商店として、パリのシャンゼリゼのように、１階、２階はお店としてずっと南へつなげれば、町の発展にもつながるのではないかと思います。

もちろん、２つの軸でつながれた、４つの、北、東・中・西、富士見台、南部と、これは同時に大きな魅力ですので、持っていてほしいなと。ところが、最後の南部地域で言えば、土地区画整理事業による開発整備とありますが、「整備」という言葉は何かプラスに聞こえるけれども、これは要するに、なし崩し的に緑地を宅地化していると言っ

てもいいのではないかと思うんです。事実、どこかに出ていましたけれども、カエルの声が聞こえなくなったとか、セミが鳴かなくなったとか、そういう自然破壊も行われていますので、国立の、他の土地と違うのは、こういう豊かな緑もあるということですね。それと、先ほどの一橋大学ですか、あそこに昔の武蔵野の植生が残っているとか、非常に大事なことではないかと思いますので、それも同時に町の、これは大きなものではなくて、個別の魅力にしていって、それが両々相まって非常に魅力的な国立ができるのではないかと、そんなふうに思っております。

福井会長　：　ありがとうございました。事務局からコメントございますか。

事務局　：　今のお話でいきますと、やはり景観もそうなんですけれども、まちづくりというところについてどうしていくのかということについて、市がしっかり考えてまとめていくということが重要なのかと考えています。その中で、景観という観点でどんな取り組みがあるかというところでいきますと、今お話聞いていた中で、景観の中での実現手法として考えられるのが、例えばガイドラインということで、公共施設のガイドラインとか町並みのガイドラインということで、広告物についての何らかの取り決めとか、照明計画というものもあるのかというところです。あと、公共施設を建てるときには、今、いろんな公共施設がそれぞれの思惑で建っている状態ですので、何か国立らしさを出せるような、統一された公共施設にして、景観の見本になるような公共施設という形で再編できたらというところがあります。

あとは、例えば大学通りとかさくら通りというところでいきますと、まちづくりもあるかもしれないんですけれども、例えば、景観の中でいうと重点地区という考え方がございますので、今、重点地区については、江戸街道までの大学通りの公共空間、道路部分そのものと、あとはC地区ということで、一橋大学から南側の住宅街だけになっているんです。これについても、例えば駅前とか、駅前の広場から通り沿いの商店街であるとか、あるいはさくら通りなんかもそうかもしれないんですけれども、そういうところについても、例えば重点地区という形で、統一された形のよりよい景観を目指していくという取り組みというのも、ひょっとしたら必要なのかと考えております。

福井会長　：　ありがとうございました。

観音委員のポイントを私なりに整理させていただきます。まず１つ、景観構造をもう少し柔軟にといいますか、多面的に捉えるのがいいということで、ゾーニングだけでやろうとしている感じがあるわけですけれども、十字の通りの構造もあるでしょうし、地域同士がどうつながっていくかということも含めて、景観構造を理解していただきたいというふうにして、それには実は、これは欠席の倉本委員からのご意見もあるんですが、地形の構造とか自然環境みたいなものがベースになっているので、おそらくそれも関連するんだろうということだと思います。

それからもう一つは、実際にどうやって実現していくかというアクションプランの点で、これは先ほどから出てきている話なので、これはぜひやっていただきたいということ。そして、維持管理等での市民参加でしょうね、きっと。そういうのも多分入ってくると思うので、今回できていないところで、イベントやりますみたいな話がありますけれども、イベントが目的じゃなくて、それによって関心を高めていただいて、景観自体

を担うという点で、市民の皆さんにいろんな形で参加していただくということが最終的な目標、目的だと思いますので、そこまで考えていただきたいということかと思いました。

そうすると、名称の話ですが国立市都市景観形成基本計画の改訂で良いのか、少し異なる気もしますので、そこはぜひ事務局で考えていただきたいと思いました。ありがとうございました。

大塚委員　：　中身というか、改訂計画、目次構成を見ても、まだ整理されていないなという印象があって、２章と３章、２章が景観形成の方針で、３章が景観形成の実施方針、これ、何が違うんだというのがよくわからない。だから、２章の（３）あたりのところで一般的な景観形成の方針というのを、４つの視点なり、４つの地域に区分して見ていきますよという話をされるんだと思うんですけれども、その上で３章に記載するものというので、もう少し具体的に、見たときに、こうしていくんだと。例えば、市民による景観活動の推進というところに取り組んでいきますよという話をするのであれば、２章と３章というのは、基本的には同じ章に入れ込んだ上で、そういったことを地域別により具体的に見ていくとどうなんだと、そういう流れなのかと。

何となく、目次を見たときに、読み手が、この章はこういうことが書いてあるのねというのが、予測可能性が担保できるような形に整理しないと。そこでまず目次を固めたほうが、多分その後、改訂でいいのかという話もありましたけれども、改訂の作業を進めるときにも手法はスムーズに進むのかという感はあります。

福井会長　：　ありがとうございました。これも大変重要なご指摘で、確かに資料１の改訂計画を見ると、順番に何が書いてあるのか、もっとわかりやすく示す必要があります。まだ言葉の精査が足りないというか、「方針」という言葉もいろんな意味合いがあると思うんですけれども、ビジョンとして示す話と、実際のアクションプランの話がごっちゃになっている感じがありますので、その辺は整理していただければと思います。これはコメントはよろしいですか、ご指摘のとおりだと思いますので。

事務局　：　はい。

福井会長　：　一通りご意見いただきましたけれども、まだ追加があれば、いかがでしょうか。

私から１つつけ加えるとすれば、やはり景観として全体を捉えるのは難しいので、地域に分けたり概念で分けたりしていっているわけですけれども、それが分割して終わってしまっている感じがどうしてもあります。先ほど申したとおり、景観は最終的にはまとまった空間になりますので、最後にどうやって再構成するのかというところで、市民の皆さんにこういう国立市ができるんだというところまで伝わるような構成にしていただければと思っています。

一応、ご発言の都度、ポイントはコメントさせていただきましたので、詳しく全体は見ませんけれども、大体よろしいですか。

倉本委員の意見についても、みどりと農というのが、そこまで読み切れないからこういうご意見になったと思いますので、先ほどの地形のこととかも含めて少し幅広く対応していただければと思います。

では、ご意見ないようでしたら、これで報告事項（１）を終わります。

次は、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

事務局　：　事務局より４点ほどございます。

１点目が、開発事業の手続を行っている案件についての報告になります。資料４をご覧下さい。こちらは開発手続台帳となっております。こちらにありますとおり、平成３０年度は１６件の開発事業について手続を行いました。これが１点目となります。

続きまして、２点目になりますけれども、委員の入れかわりがございましたので、新たな委員の名簿をご用意させていただきました。こちらが資料５となっております。

続きまして、３点目でございますけれども、今後の審議会の日程ということで、本日、景観計画の骨子案についてご意見を賜りましたけれども、６月の末ごろを目安として、今度は素案に対して皆様のご意見を賜りたいと考えております。具体的な日程につきましては、改めてご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、あわせて、実は現在、まちづくり条例にかかわる大規模案件につきまして、複数の事前相談を受けている段階でございます。おそらく、そう遠くないうちに大規模構想の届けがなされる見込みとなっておりますので、本件につきましても、届けがあって、もし開催の必要があると判断した場合には、改めて日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、４点目でございますけれども、メールでご案内させていただきましたとおり、急遽ではございますけれども、本日、再建築をしております旧国立駅舎につきまして見学ができることとなりました。お時間のある方につきましては、この後、市の車でご移動いただきまして、１１時半より駅舎の見学を行いたいと考えております。本年度中に組み上がる予定なんですけれども、今、構造部材の組み立てが終わった段階でして、これから、今、壁を張っていっている状態になりますので、組み上がった構造部材の状況を確認できる貴重な機会となっておりますので、ぜひご出席いただければと思います。

この後、市のほうで車をご用意させていただきますので、あまり時間がないんですけれども、１１時２０分過ぎ、２５分ぐらいまでには市役所１階の東口を出たところにお集まりいただきますようお願いいたします。

本件については、特に審議会ということではございませんので、ご都合の悪い方につきましては、参加いただかなくても結構でございます。

事務局からは以上となります。

福井会長　：　ありがとうございました。そのほか、皆さんから何かございますでしょうか。

観音委員　：　資料４ですけれども、これと企業誘致との関係はどうなるんですか。企業誘致は誘致の委員会があるんですけれども、開発、ここにいっぱい載っていますが、一方で、企業誘致して開発しながら緑を保全だとか、何か矛盾するところもあるような気もしますので。

福井会長　：　これはいかがでしょうか。

都市整備部参事：　企業誘致させていただいているところは、基本的には準工業地域とか甲州街道沿道とかということで、事業系の用途のところに関して呼び込む形で行っておりますので、

おそらく、ある程度すみ分けはできているのかというところと、この中では１件だけですかね、石田街道の。電力会社のあれは何か入っていませんか。

事務局　　：　３０－３番の企業になります。

都市整備部参事：　１ページ目の３０－３番。電気保安協会さんの多摩事業本部を国立の石田街道沿い、矢川駅からずっと南に下ったところで、甲州街道を越えたところ、こちらのほうに建てるという形で、こちらが企業誘致とリンクしている案件、これ１件だけだと思います。企業誘致とリンクしている案件は以上です。

福井会長　：　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほか、いかがですか。

それでは、ないようですので、これで議事は全て終了いたしますので、これをもちまして閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

（午前１１時１８分）以上